

平成27年度 研究開発型ベンチャー支援事業／  
シード期の研究開発型ベンチャーに対する  
事業化支援 第2回公募

## 公募要領

### I 概要編

### II 別添集

受付期間:平成27年11月16日(月)～平成28年1月29日(金)正午必着

#### 【ご注意】

1. 本事業は、平成26年度の政府補正予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容の変更や中止等が生じる場合があります。
2. 本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請と、NEDOへの申請書類(提出書類一式及び電子ファイル)の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。  
なお、e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度要することですので、提案を予定されている方はお早めにご登録願います。
3. 持参での受付は致しませんのでご注意願います。

平成27年11月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
イノベーション推進部

# 目次

## I 概要編 ..... p 1

1. 事業の目的等
2. STS 支援の概要
3. 予算
4. 助成事業の選定について
5. 採択事業について
6. 申請の手続き等
7. 禁止事項及び不正防止について
8. その他

## II 別添集 ..... p24

- (別添1) 技術キーワード(分野別)
- (別添2) 専門学術分野キーワード

# I 概要編

1. 事業の目的等
  - 1-1. 目的
  - 1-2. シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援の仕組み
2. STS 支援の概要
  - 2-1. 助成事業対象者の要件
  - 2-2. 支援期間
  - 2-3. 助成率
  - 2-4. 助成額
  - 2-5. 助成対象技術
  - 2-6. 助成対象費用
  - 2-7. 交付決定後の STS 支援の大まかなスケジュール
3. 予算規模
4. 助成事業の選定について
  - 4-1. 選定方法
  - 4-2. STS 対象の審査
  - 4-3. 助成金交付申請に対する採否の決定の通知
5. 採択事業について
  - 5-1. 申請内容の公表
  - 5-2. 交付決定の取り消し
  - 5-3. 事業の中止・廃止
  - 5-4. 助成金の支払い
  - 5-5. 取得財産の管理
  - 5-6. 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて
  - 5-7. 事業期間終了後
6. 申請の手続き等
  - 6-1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請
  - 6-2. 助成金交付申請書類
  - 6-3. 申請書の様式
  - 6-4. 申請に関する注意
  - 6-5. 受付期間
  - 6-6. 問い合わせ先及び申請書送付先
  - 6-7. 公募説明会
7. 禁止事項及び不正防止について
  - 7-1. 本事業内の重複申請
  - 7-2. 重複助成の排除
  - 7-3. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応
  - 7-4. 研究活動の不正行為への対応
  - 7-5. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口
8. その他
  - 8-1. 中小企業技術革新制度(SBIR)
  - 8-2. 申請情報の管理
  - 8-3. 個人情報について
  - 8-4. 情報公開について

# 平成27年度 研究開発型ベンチャー支援事業／

## シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援 第2回公募

平成27年11月16日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、「シード期の研究開発型ベンチャー(以下、「STS (Seed-stage Technology-based Startups)」という)に対する事業化支援」の公募を行います。

本事業は「シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援助成金交付規程」に則り実施しますので、必ずご確認ください。

なお、本事業は、平成26年度補正予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等に変更または中止等が生じる場合があります。

### 1. 事業の目的等

#### 1-1. 目的

「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-(平成26年6月24日閣議決定)では、『産業の新陳代謝とベンチャーの加速化』において、「ベンチャーが次々と生まれ、成長分野を牽引していく環境を整えられるかどうか非常に重要である」とされ、「起業・創業にとどまらず、大企業からのスピノフやカーブアウト、M&A の形態を含め、ベンチャーが活躍するための制度面、人材面、資金面の障害を取り除くための総合的な対策を講ずる。」とされているところ、我が国のベンチャー創出による経済活性化に向け、ビジネスリスクをとって新事業に挑戦するSTSに対し、ハンズオンによる経営・事業化のサポートなどを強化し、その事業を加速していくことが重要です。

そこで本事業では、シード期のSTSが必要とする研究開発および事業化に必要な資金、並びに活動を、VC等とNEDOが協調して支援することにより、将来のメガベンチャーとなるSTSを創出・育成するとともに、グローバルなネットワークを持つVC等の日本での活動を活性化し、エコシステムを強化することを目的とします。

(参考)

「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-(平成26年6月24日閣議決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf>

「日本再興戦略」改訂2015-未来への投資・生産性革命-(平成27年6月30日閣議決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dai1jp.pdf>

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dai2\\_3jp.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dai2_3jp.pdf)

#### 1-2. シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援の仕組み

(1) VC 等と NEDO による STS の協調支援の概要

NEDO は「研究開発型ベンチャー支援事業に関するベンチャーキャピタル等の認定」に係る公募において 2015 年 7 月 9 日に採択・公表した 12 の VC 等(以下「認定 VC」という)が出資するシード期の研究開発型ベンチャー(STS)に助成金を交付します。その助成率は最大 85%、助成額は最大 7,000 万円です。

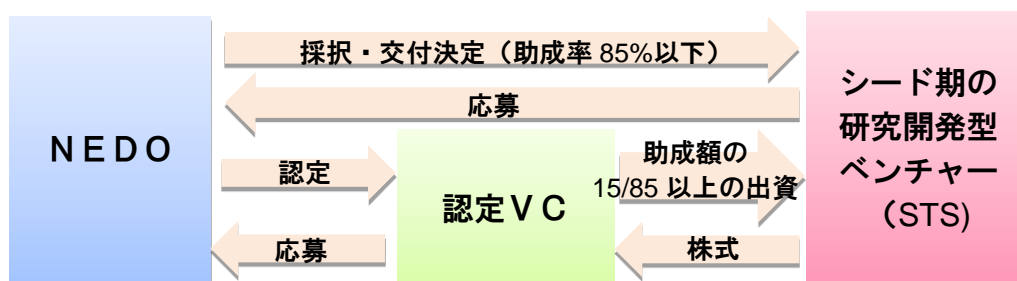
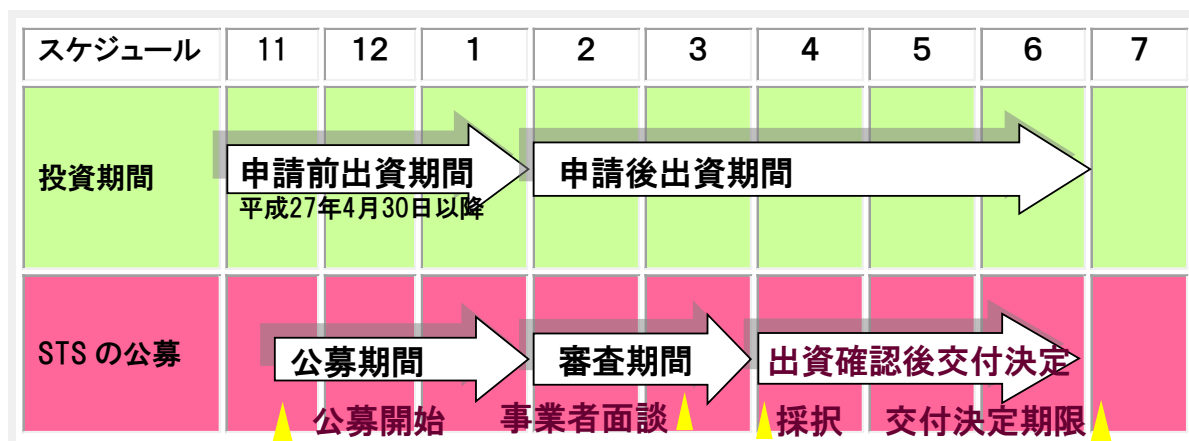


図1 本事業のスキームの概要

(2) STS の交付決定プロセス

本事業の公募では、NEDO は、具体的な技術シーズを活用した事業構想を持ち、認定 VC から平成 27 年 4 月 30 日以降に出資を受けた STS 又は出資の意向(書面による出資意向確認書)を得た STS を公募により募集し、審査を経て助成先 STS の選定・交付決定を行います。



※3月上旬に事業者面談を実施。詳細日程は2月下旬に調整。

具体的な手順としては、まずは、公表された認定 VC に出資検討を依頼し、出資を受けるための活動を行ってください。認定 VC への出資検討依頼にあたっては、認定 VC の資料要求・プレゼン等の求めに応じ、出資検討に必要な情報をインプットして下さい。

公募期間中に出資を受け、出資報告書を入手できた STS、または、出資に至らなくても、出資意向確認書を入手できた STS が、本公募に申請することが可能になります。以下に示すように、両者は採択後の交付決定までの手順と期間が異なります。

尚、出資、または、出資意向確認書は、認定 VC の意思により出資に値すると判断された STS に発行されるものであり、出資検討依頼を行った全ての STS に発行されるものではありません。

**◎認定 VC の意思決定には NEDO は一切関与しませんのでご注意ください。**

## (ア) 申請時までに出資を受けた STS

(平成 27 年 4 月 30 日から申請時まで認定 VC から既に出資実行(入金まで)を受けた STS)

平成 27 年 4 月 30 日(認定 VC 公募開始日)から今回の応募時まで、NEDO に申請する助成額の 15/85 以上の額について、認定 VC からの出資の実行(STS への入金まで)を完了している STS は、NEDO への応募時に出資報告書、入金の確証、及び認定 VC との投資契約書(あるいはそれに類する書類)の写しを申請書に付して下さい。尚、出資報告書とは、認定 VC からの出資が発行されたことを証明するものです。

公募締め切り後、NEDO が、外部専門家による評価を経て、総合的に判断を行い、STS の採択を決定し、公表します。交付条件がつく場合があります。採択・交付決定後に事業を開始できます。

## (イ) 上記に該当しない STS

認定 VC に、公募期間内に、投資検討と投資の意思決定をしてもらい、認定 VC 発行の出資意向確認書を入手してください。

STS は認定 VC からの出資意向確認書を付して、公募期間内に NEDO に申請書を提出して下さい。

公募締切後、NEDO が、外部専門家による評価を経て、総合的に判断を行い、STS の採択を決定し、公表します。

採択・交付決定においては、NEDO が交付決定した助成額の 15/85 以上の出資が、採択決定から原則3ヵ月後までの期間に認定 VC から実行されることを交付条件とします。また、その他の交付条件がつく場合があります。採択・交付決定後に事業を開始できますが、上記条件が満たされない場合は、交付が取り消されます。

出資報告書は出資実行期限までに認定 VC からの出資が発行されたことを証明するものです。早期に事業を開始していただくためにも、出資実行を受けた場合は出資実行期限を待たずに NEDO にご報告下さい。その際は、入金の確証、及び認定 VC との投資契約書(あるいはそれに類する書類)の写しを添付して下さい。

## (ウ) 認定 VC への STS 案件紹介サービス(オプション)

本公募では、STS と認定 VC とのマッチングが前提ですので、マッチングを希望する STS について、NEDO が認定 VC への案件紹介を実施します。認定 VC への紹介を希望される STS は STS デューデリ用エントリーシート(添付資料 10、及び添付資料 11)を 12 月 3 日までに NEDO に電子メールで提出された分に対しては、提出されたデューデリ用エントリーシートを全ての認定 VC に順次配信致します(特定の認定 VC のみの配信はできません)。ただし、次の各項目を全て満たすものに限りです。

- a) 連絡先の記載に漏れがないこと
- b) 日本語版(添付資料10)、英語版(添付資料11)の両方がそろっていること
- c) 全ての項目を含めて各言語それぞれ 1 ページ以内(A4)であること

認定 VC が関心をもった場合には、個別に認定 VC より STS に連絡があります。

本オプションと、通常の上記(2)(イ)のプロセスによる各認定 VC への投資検討依頼は重複しても構いません。

また、本オプションの活用の有無は本公募の審査結果には影響ありません。

**◎NEDO は上記 a)～c)の確認及び認定 VC への配信は行いますが、VC の意思決定には関与しません。したがって途中経過及び結果については各自で認定 VC に直接ご確認下さい。**

※デューデリ用エントリーシート配信を受け付けた事業者には、今後適宜 NEDO から各種イベントのご案内を送付させていただきます。

## 2. STS 支援の概要

### 2-1. 助成事業対象者の要件

具体的な技術シーズを活用した事業構想を持ち、認定 VC から事業構想に係るチェックを受けた上で、交付申請書における助成金申請額(助成対象経費の 85%以内)の 15/85 以上の出資を平成 27 年 4 月 30 日以降に受けている、又は今後出資が予定されている STS で、①～⑦のすべての要件を満たす必要があります。また、認定 VC 側に定めている STS 支援期間中における次の条件も満たす必要があります。

- ・採択された STS の資本金に対する認定 VC の持株比率が事業期間内において原則 50%未満であること(ただし、当該 STS の企業価値評価を事業開始前より下げて投資しないこと)。
- ・リードインベスターであること(当該ラウンド終了後の持分比率が創業者及び経営者以外で最大であること)。

① 日本に登録されている民間企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発および意思決定のための拠点を日本国内に有すること。

(※) 法人を設立準備中の者は、交付申請時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、この公募の採択決定直後に行う交付決定の時までに助成対象事業者が日本国内の法人格を有することを条件として応募の対象とします。

- ② 助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ③ 助成対象事業を的確に遂行するために必要な資金の調達が見込めること。
- ④ 助成対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- ⑥ 技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
- ⑦ 中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数 ※)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

	旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業		1億円以下	100人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。

なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(※)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(※)の所有に属している企業

(※)本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
  - ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
  - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合(または諸外国における同等のもの)
- ⑧ 申請時において、業として出資を行う者から1億円以上の出資(新株予約権付社債やいわゆるコンバーチブルノートを含む)を得ていないこと。
- ⑨ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

**2-2. 支援期間** 交付決定日(平成28年4月上旬(予定))～平成29年2月28日まで

**2-3. 助成率** 助成対象費用の85%以下

**2-4. 助成額** 原則7,000万円まで

**2-5. 助成対象技術** 次の①～③の要件のすべてを満たすことが必要

- ① 経済産業省所管の鉱工業技術(例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。但し、原子力技術に係るものは除く。)
- ② 具体的技術シーズであって、研究開発要素があることが想定されること。例えば、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、研究開発要素が薄いものや、既存製品(購入品)を利用しただけのものについては対象外とする。
- ③ 競争力強化のためのイノベーションを創出するものであること。

(※)実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、申請可能です。(創薬等の開発で治験を実施する場合は第Ⅱ相まで申請可能です。)

第2回公募では、省エネルギー・新エネルギー・CO2削減等のエネルギー・環境分野に係る案件(予算約8億円)とそれ以外の産業技術分野(予算約5億円)で募集を分けて実施します。エネルギー・環境分野への貢献が認められると考えられる案件については、「エネルギー・環境分野への貢献について」としての説明を、CO2削減効果、省エネ効果に係る定量的数値も含め、



申請書とは別紙(A4で1~2枚程度、様式自由。)でご提出ください。

なお、別紙が付された案件について、審査プロセスで事務局においてエネルギー・環境分野に該当しないと判断した案件については、申請者への通知・確認の上、それ以外の産業技術分野への募集として振り替えて審査させていただきますので、申請時、該当するか判断し兼ねる場合にも前広にエネルギー・環境分野でご応募いただいても結構です。

また、それ以外の産業技術分野の案件として受理した案件についても、その後の審査プロセスにより、事務局でエネルギー・環境分野に該当すると判断した案件については、事務局より個別にご相談させて頂く場合がございます。

## 2-6. 助成対象費用

助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発や F/S 調査に係る下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する(汎用のもの、本事業以外にも使用するものは助成対象外です)機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。

(※)本事業において「事業化」とは、販売又はライセンスアウトにより収入が発生することをいいます。なお、創薬等の技術開発で治験を伴う場合は、計画した臨床試験が成功し、次のフェーズの試験に移行することをもって事業化とみなします。

(※)事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)については、無償又は製造原価にて実施するものとします。

(※)本事業に必要な費用の積算、また、認定 VC への投資希望額の算出については、「(参考資料)資金調達の留意点」(p.24)を参照の上、無理のない計画を立てた上で、本事業にご応募ください。

費目ごとの内容は次のとおりです。

### I. 機械装置等費 (生産設備は対象外)

#### 1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

#### 2. 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、又は借用に要する経費。

#### 3. 保守・改造修理費

助成事業で購入したプラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修理(主として現状に回復する場合)に必要な経費。

※なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の用途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。

### II. 労務費

#### 1. 研究員費

助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。

#### 2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記1. 研究員費に含まれるものを除く)。

※補助員単価は、補助員1人あたり 12,100 円/日を上限とします。また、当該補助員が健保等級を有する場合は、13,890 円/日を上限とします。

尚、労務費は健保等級に基づく労務費単価を用いて算定してください。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照ください。

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

※本助成事業で使用する労務費の請求単位は「時間単位」のみとします。

### Ⅲ. その他経費

#### 1. 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

#### 2. 旅費

①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。

②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

#### 3. 外注費

助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。

#### 4. 諸経費

上記の1～3のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。

※なお、本事業の助成金を交付される事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という。)に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、技術開発活動自体への影響等も勘案して行います。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。

### Ⅳ. 共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき学術機関等が行う技術開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅲに定める項目に準じて行う。

① 「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関」を言います。

② 交付決定時における助成金総額の50%未満を対象とします。

③ 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示していただきます。その際、以下の点にご留意ください。

・申請者の従業員を当該研究機関に出向させる場合の当該出向者の労務費を、この共同研究費の中に計上することはできません。

・学術機関等が購入する機械設備等の費用をこの共同研究費の中に計上することはできませんが、この場合は、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約等に挿入してください。

・学術機関等において発生する本事業の直接経費の10%(大学は15%)を上限として

間接経費も助成対象とします。

・民間企業との共同研究費は、対象外となります。

※ 共同研究等の相手先は一機関まで認めます。(p16.「6-4. 申請に関する注意」参照)

### 2-7 交付決定後の STS 支援の大まかなスケジュール:

○STS 支援が開始されたら、計画した目標に向かい、スケジュールに従って、成果を達成して下さい。助成金の交付は、STS から事業年度ごとに提出される実績報告書に基づき、当該 STS に対して精算払いを行います。また必要に応じ、支払い実績に基づき概算払いを行います。

支援開始後は、適切な費用計上が求められます。そのために、

- ・経理指導(適切な費用計上について NEDO 検査員が指導する);事業開始後数ヶ月以内
- ・中間検査 (中間検査は状況に応じて回数を増やす場合があります)
- ・確定検査 (事業終了時、経費及び成果報告書を確認し費用を確定)を行います。

事業終了日(平成 29 年 2 月 28 日までのいずれか)の翌月初旬に行います。

○詳細日程は交付決定後、その都度開示されます。

その他、NEDO から様々なご協力をお願いが発生する場合があります。

## 3. 予算規模

約 13 億円(うち約 8 億円は省エネルギー・新エネルギー・CO2 削減等のエネルギー・環境分野に係る案件に充当する予定)

状況によっては、規模が増減する場合があります。

また、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがあります。

## 4. 助成事業者の選定について

### 4-1. 選定方法

NEDO は、(1)外部専門家による評価、(2)契約・助成審査委員会を経て、助成する事業を選定し採択します。なお、選定に際して事業者に対しヒアリングを行う場合があります。

#### (1) 外部専門家による評価

外部専門家が、評価項目(4-2. 審査事項)に従って技術評価及び事業化評価を行います。また、公募期間中に評価者候補全員の所属及び氏名を、NEDO のホームページ上に公開します。

応募する事業案件に関して、特定の評価者と利害関係(利害関係者の定義参照)があり、公正な評価が保証されないと申請者が判断する場合は、提出書類等の「添付資料5 利害関係のある評価者」にその評価者の所属、氏名と理由を記載することができます。

## 利害関係者の定義

### 1 規程

NEDOでは、NEDO技術委員・技術委員会等規程(平成15年度規程第63号)(以下「規程」という。)第25条及び第34条それぞれの第2項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

#### 【規程抜粋】

### 2 利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

### (2) 契約・助成審査委員会

NEDO の役職員で構成する契約・助成審査委員会で、採択候補の案を審議し、採択案件を決定します。採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。

#### その他の事項

- a. 評価者が申請案件と利害関係があるとNEDOが判断した場合、当該案件についての評価者(委員)の評価は除外します。
- b. 評価及び審査は非公開で行われ、選定に係わるお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。
- c. 評価者への個別説明等の活動を行った場合は審査対象からの除外、交付決定の取り消し等所要の措置を講じます。

## 4-2. 審査内容

### (1) 事業対象者の要件及び事業の要件に関する審査

「2-1. 助成対象事業者の要件」、「2-5. 助成対象技術」に記載されている要件を満たしているか及び「7. 禁止事項及び不正防止について」に該当していないかを審査します。これらに適合していないと判断された場合は、原則として以下の評価の対象となりません。

### (2) 評価項目

#### ア. 基礎的評価項目

- ・提案されたテーマの技術内容について、具体的な技術シーズが活用可能であること  
(応募者自らが特許若しくはノウハウを保有している、又は大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が見込まれる等)。
- ・技術上又は知財権上、競合等による模倣が困難又は時間を要すること。

- ・我が国の研究開発力の強化に資するという観点から、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用されていること。

#### イ. 加点点評価項目

- ・事業化後は、国内外の経済への影響が大きく、新規産業や新規市場の創出に貢献するものであること。
- ・支援期間終了後概ね3年以内に事業化が達成・進展される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な計画を提案し、予想されるリスク(市場変動、技術変革等)などへの対策が盛り込まれていること。

### 4-3. 助成金交付申請に対する採否の決定の通知

- ・採否結果の通知時期は、平成28年4月上旬を予定しています。
- ・審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は申請を取り下げることができます。
- ・採択された事業については、上記の条件等を実施事業の内容に反映するなど、必要な調整を行ったのち、採択決定後3か月以内に、NEDOから申請者に交付決定通知を発送します。
- ・不採択の場合も、評価結果を添えて、その旨後日通知します。
- ・採択決定日から原則3ヶ月以内に出資意向確認書を発行した認定VCより出資が実行される事を交付の条件とします(平成27年4月30日以降に認定VCから既に出資を受けているSTSを除く)。

## 5. 採択事業について

### 5-1. 申請内容の公表

採択された事業にあつては、申請者の企業名、助成事業の名称及び助成事業の概要をNEDOのHPに公表します。

### 5-2. 交付決定の取り消し

認定VCからの投資期限である採択決定後3ヶ月以内に出資の実行を受け、出資報告書が提出されない場合は、交付条件を満たさないため、採択決定を取り消します。

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

また、助成金の交付にあたって付された条件に従い報告書の提出義務等が果たされない場合、助成金交付後であっても交付規程に基づき、交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また、企業名の公表等が行われることがあります。

### 5-3. 事業の中止・廃止

認定 VC が事業期間内に認定を取り消された場合は、該当する認定 VC の出資意向確認書により交付決定を受けている STS の助成事業は原則として途中で終了となります。その場合、それまでに得られた成果に対して成果報告書を作成いただき、その時点で確定している費用について、確定検査で認められた経費のみを支払います。

尚 VC の認定取り消しに伴い生じた STS 側の損害等の負担については、その責めを負いません。

### 5-4. 助成金の支払い

本事業における助成金の交付は、助成期間終了後に提出していただく実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則としています。ただし、必要があると認められる場合は、概算払いを行います。

### 5-5. 取得財産の管理

(1) 本事業における取得財産の所有権は助成事業者にあります。これを処分しようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受ける必要があります。

※助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなり、NEDOが別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外(他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等)に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分(目的外使用)することにより収入金があった時は、NEDOの請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

(2) 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。

(3) 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。

(注) 圧縮記帳: 新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

### 5-6. 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

(1) 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は事前にNEDOに報告をしてください。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとします。

- (2) 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体(電子メール等)による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。
- (3) 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。
- (4) 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

#### 【記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

## 5-7. 事業期間終了後

- (1) 事業期間の終了年度の翌年度以降10年間は、毎年、事業化状況報告書をNEDOに提出していただきます。
- (2) 収益納付は、当該事業成果が活用された事業により助成事業者が得た利益の5%(条件によっては10%)、最大額は助成金確定額(最終年度の確定検査後に確定した額であって交付決定額ではない)となります。
- (3) 事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了事業者評価委員会を開催します。助成事業者の皆様には資料の作成及びプレゼンテーションを行っていただきます。

## 6. 申請の手続き等

### 6-1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請

- (1) 府省共通研究管理システム(e-Rad)への登録  
本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※1)への申請手続きと、NEDOへの申請書類の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、ご注意ください。

#### (※1)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオン

ライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯：平日、休日ともに0:00～24:00  
(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク  
電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）、03-3455-8920（直通）  
受付時間：平日9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く

## (2) 手続きの概略

以下、①～④の手続きのうち、①～②の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(③～④の手続きは必要です)。

### ①所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までe-Radに研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録申請書をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

※[システム利用にあたっての事前準備]のページをご覧ください。

(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)

### ② 研究者の登録

研究者代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください

### ③ 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷してください。(この印刷物はNEDOへの提出書類として必要になります。)

### ④ 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了して下さい。「確認・実行」ボタンを押さないとe-Rad上での登録が完了しません。

## 【注意事項】

- ・ 申請書類をNEDOへ提出する際には、e-Radに登録されている必要があります。申請の前に十分余裕をもってご準備いただき、提出締切日までに登録を完了するようお願いいたします。
- ・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。



- ・ 申請書の受理状況は、「応募・受入状況画面」から確認することができます。  
e-Radでの申請は、申請者のみ必要です。(共同研究先は必要ありません)

## 6-2. 助成金交付申請書類

助成金を希望する事業者は、申請書様式を用いて下記の助成金交付申請書一式を NEDO に提出してください。

### (1) 提出書類

#### ①助成事業者が作成するもの

- ・助成金交付申請書 正1部(片面印刷)
- ・助成金交付申請書 写し15部(両面印刷)
- ・「エネルギー・環境分野への貢献について」の説明書(A4で1~2枚程度、様式自由) 1部  
(省エネルギー・新エネルギー・CO2削減等のエネルギー・環境分野に係る案件のみ)
- ・CD-R 一枚
  - ・必要事項を記入した情報項目ファイル(「H27 情報項目ファイル【Excel】.xls」をCD-Rに保存したもの)
  - ・申請書(捺印版)、助成事業要旨、添付資料1~5、添付資料6又は7、添付資料9のPDF
  - ・「別紙助成事業経費内訳表」のExcelファイル
- ・宛先を明記した返送用封筒(82円切手を貼付のこと)

申請書類は、添付書類を含め、全てA4サイズとし、各部ごとに縦2穴パンチの上、左上をダブルクリップでとめてください(ホッチキス等で綴じたり、製本したりしないで下さい)。

なお、提出された申請書類、添付資料等は返却しません。

「H27 情報項目ファイル【Excel】.xls」には、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で取得した、助成事業者の研究機関番号、研究開発代表者の研究者番号を記入する欄がありますので、必ず記入してください。

#### 【申請書類送付先】

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー20階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 プラットフォームグループ

STS 公募 申請窓口 宛

TEL:044-520-5173

※郵送等の際は封筒に『「STS 公募」に係わる申請書在中』と朱書きのこと。

## 6-3. 申請書の様式

助成金交付申請書等は、NEDOのホームページ(公募情報のページ参照)からダウンロードすることができます。下記、「申請書作成にあたって」に従い、申請書を作成してください。

◎公募要領【PDF】

◎申請書作成にあたって【MS-Word】

- ◎情報項目ファイル【MS-Excel】
- ◎別紙助成事業経費内訳表【MS-Excel】
- ◎(添付資料10)STS デューデリエントリーシート(日本語版)【MS-Word】
- ◎(添付資料11)STS デューデリエントリーシート(英語版)【MS-Word】
- ◎交付規程【PDF】
- ◎様式集【MS-Word】
- ◎基本計画【PDF】
- ◎実施方針【PDF】

#### 6-4. 申請に関する注意

- (1) 本助成事業は、2者以上による連名申請は対象としておりません。ただし、共同研究等の相手先は一機関まで認めます。
- (2) 同一事業者が異なるテーマにより複数の応募をすることは認めません。
- (3) 採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。
- (4) 申請書は日本語で作成してください。

#### 6-5. 受付期間

- (1) 7 ページ記載の「(3) 認定 VC への STS 案件紹介サービス(オプション)」の受付期間は次の通りです。

**平成 27 年 11 月 16 日(月)から 12 月 10 日(木)までに、**  
**メールで到着したもの(必着)**

STS デューデリ用エントリーシートの日本語版(添付資料10)、英語版(添付資料11)をそれぞれ PDF にして、2つのファイルを同じメールに添付して

[vc-vb@nedo.go.jp](mailto:vc-vb@nedo.go.jp)

に送付下さい。

- (2) STS 公募の申請書の受付期間は次のとおりです。

**平成 27 年 11 月 16 日(月)から平成 28 年 1 月 29 日(金)正午までに、**  
**郵送又は特定信書便で到着したもの(必着)**

メール送付、持参での受付は行いません。また、受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象と

はなりませんのでご注意ください。なお、申請書受理確認書を返送しますので、宛先を明記し82円切手を貼付した返送用封筒を申請書一式にあわせてお送り下さい。

書類に不備等がある場合は原則として審査対象とはなりませんので、申請書様式に従って記入してください。様式に記載されている項目の変更はしないで下さい。

提出された書類は返却しません。

e-Rad の登録が無い場合には、審査対象となりませんので、ご注意ください。

## 6-6. 問い合わせ先及び申請書送付先

### (1) 申請に関する問い合わせ・

この公募内容に関するお問い合わせは、下記まで平日 9:00～17:45 の間にご連絡ください。

#### 問い合わせ先・申請書送付先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)  
イノベーション推進部 プラットフォームグループ STS 公募担当 塚越、松永、橋詰  
〒212-8554  
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階  
TEL:044-520-5173  
FAX:044-520-5178  
メールアドレス:[vc-vb@nedo.go.jp](mailto:vc-vb@nedo.go.jp)

## 6-7. 公募説明会

本事業の内容、申請にあたっての手続き等について、公募説明会を行います。NEDOのホームページをご覧ください。申請資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限り、ご参加ください。

日程、会場は本事業のホームページに掲載されます。ご確認の上、参加申込を行って下さい。

## 7. 禁止事項及び不正防止について

### 7-1. 本事業内の重複申請

同一事業者が複数の申請をすることは認めておりません。

### 7-2. 重複助成の排除

「申請者」、「共同研究等先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。

(注)「不合理な重複」とは、

同一の申請者(研究者)による同一の技術開発課題(助成金が配分される技術開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の助成金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の技術開発課題について、複数の助成金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の助成金と実質的に同一の技術開発課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の技術開発課題の間で、技術開発費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(注)「過度の集中」とは、

一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される技術開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該技術開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な技術開発費が配分されている場合
- 不必要に高額な技術開発設備の購入等を行う場合

- ① 同一の技術開発課題についてすでに他の助成金等を受けている場合、本事業への申請はできませんが、応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です(ただし下記②に留意のこと)。
- ② 応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況(制度名、申請者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。
- ④ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)<sup>(※1)</sup>などを通じて、他府省

を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

(※1)府省共通研究開発システム(e-Rad)に関しては、「6. 申請の手続き等」を参照してください。

なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

### 7-3. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。)(※2)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日平成16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。)(※3)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(1)本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ② 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- ③ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①~③の措置を講じることがあります。
- ⑤ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

(2)「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の(補助/契約)に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

※2 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください

経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/pdf/shishin-shikin.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin-shikin.pdf)

※3 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください

NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp/content/100103875.pdf>

#### 7-4. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。(\*4))及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日平成19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。(\*5))に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

##### (1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間:不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2~10年間)
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1~3年間)
- ④ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

##### (2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

※4 研究不正指針についてはこちらをご参照ください

経済産業省ホームページ [http://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_policy/shishin.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/shishin.pdf)

※5 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください

NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp/content/100103881.pdf>

## 7-5. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

### 通知先

NEDO 検査・業務管理部

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階

TEL:044-520-5131

FAX:044-520-5133

メールアドレス:[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ホームページ:[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日:9時30分~12時00分、13時00分~18時00分です。)

## 8. その他

### 8-1. 中小企業技術革新制度(SBIR)

本助成金は、中小企業技術革新制度(SBIR)の「特定補助金等」として指定されています。本助成金を交付された中小企業については、その成果を利用した事業活動を行う際に、信用保証協会による債務保証枠の拡大、担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の新設、中小企業投資育成株式会社法による投資対象拡大等、特例の支援措置を受けることができます。

### 8-2. 申請情報の管理

#### (1) 提出物の管理

提出された申請書等は、助成事業の審査のために使用します。このため外部専門家に提出書類等を郵送等にて送付します。提出物の返却はいたしません。

#### (2) 申請情報の公表

**採択された事業にあつては、申請者の企業名、助成事業の名称及び助成事業の概要を公表します。**

不採択の場合は、申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等

に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

### 8-3. 個人情報について

- (1) 提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- (2) 審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- (3) NEDOが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。
- (4) 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- (5) ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。  
(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

### 8-4. 情報公開について

e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。



(参考資料)

## 資金調達の留意点

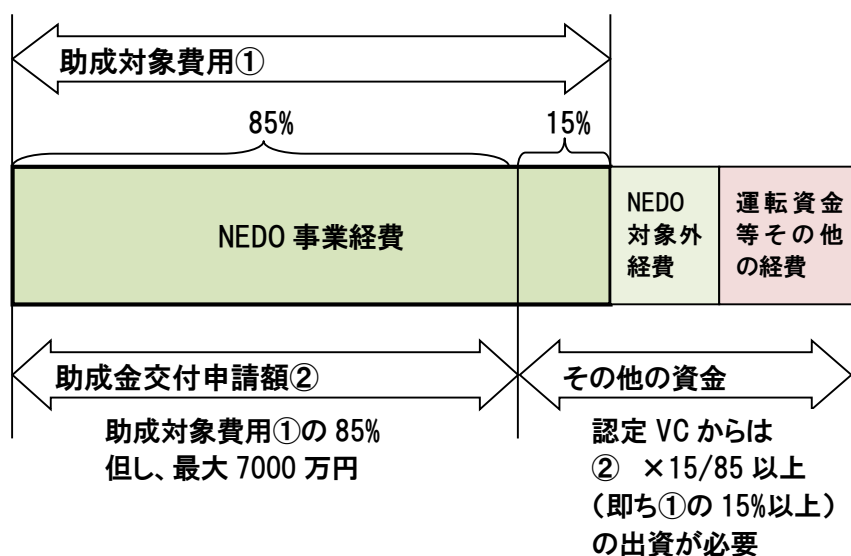
### 【本助成事業の経費の範囲】

公募要領 P8「2-6助成対象費用」に本助成事業で計上可能な経費の費目について説明されています。

助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発や F/S 調査に係る下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、この事業に専用として使用する(汎用のもの、この事業以外にも使用するものは助成対象外です)機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。

従って、本 NEDO 事業における NEDO の助成金及び VC からの出資のみでは、御社の事業開発における必要経費の全てが賄われるとは限らず、本 NEDO 事業では計上が認められない汎用品の経費や運転資金等を見込んだ全体の資金調達計画を立てて頂く必要があります。

下図は必要経費を模式的に示したものです。事業運営全体を見据えて必要な経費を適切に見積り、無理のない資金調達計画を立てた上で、本事業にご応募ください。



平成27年度  
研究開発型ベンチャー支援事業／シード期の研究  
開発型ベンチャーに対する事業化支援

＜別添集＞

(別添1)技術キーワード(分野別)

(別添2)専門学術分野キーワード

## 技術キーワード(分野別)

【1. ライフサイエンス】	
1010	アミノ酸、ペプチド
1020	蛋白質、膜蛋白質、プロテオーム、プロテオミクス、蛋白質相互作用
1030	糖、糖鎖、レクチン
1040	その他生体物質(アルカロイド、ヘム等)
1050	核酸、DNA、RNA、ゲノム、SNP、エピジェネティクス、遺伝子
1060	機能的核酸(RNAi、siRNA、アンチセンスDNA/RNA、アプタマー等)
1070	その他生体高分子(セルロース、リグニン、ポリフェノール等)
1080	抗体
1090	酵素
1100	細胞
1110	脂質、糖脂質
1120	組織
1130	代謝
1140	培養
1150	発生、分化、生殖、シグナル伝達
1160	微生物バイオ
1170	植物バイオ
1180	動物バイオ
1190	発酵(物質生産等)
1200	育種
1210	家畜
1220	食品(発酵食品、機能性食品含む)
1230	木材
1240	その他農芸化学
1250	バイオメティクス(生体模倣)(ナノテク・材料と共通)
1260	バイオセンサ
1270	バイオ素子
1280	バイオインフォマティクス、生体情報学
1290	リハビリテーション
1300	障害者支援
1310	老人介護、看護
1320	レーザー医療
1330	福祉工学・機器
1340	バイオマテリアル(医用材料)(ナノテク・材料と共通)
1350	医用工学、バイオメカニクス
1360	人工臓器
1370	超音波診断
1380	非侵襲計測
1390	低侵襲治療
1400	磁気共鳴画像(MRI)、PET、画像診断
1410	医療用ロボット
1420	手術支援システム
1430	遠隔医療
1440	その他医用機器・装置(研究用含む)
1450	DNAチップ、バイオチップ
1460	イムノアッセイ
1470	生化学分析、臨床検査、バイオマーカー
1480	病原体、ウイルス、細菌
1490	バクテリオファージ
1500	ワクチン
1510	免疫
1520	アレルギー
1530	ストレス
1540	移植、再生
1550	感染症
1560	血液
1570	細胞移植
1580	再生医療、iPS/ES細胞、幹細胞
1590	循環器、高血圧、高脂血
1600	糖尿病、糖尿
1610	癌、腫瘍
1620	遺伝子治療
1630	個別化医療(テーラーメイド医療)
1640	内科
1650	外科
1660	小児科
1670	神経、脳
1680	認知症
1690	老化
1700	骨粗鬆症
1710	栄養学
1720	薬学、医薬品
1730	分子標的薬
1740	ドラッグデリバリー
1750	グリーンバイオ、環境バイオ

【2. 情報通信】	
2010	ハイパフォーマンス・コンピューティング(スパコン、GPU)
2020	分散コンピューティング・グリッドコンピューティング
2030	クラウドコンピューティング
2040	ユビキタスコンピューティング
2050	サイバーフィジカルシステム
2060	人工知能、エージェント
2070	解析・評価、画像・文章・音声等認識
2080	データマイニング
2090	データ圧縮技術
2100	データベース
2110	シミュレーション
2120	ソフトウェア、論理プログラミング
2130	プログラミング言語
2140	暗号アルゴリズム、認証
2150	セキュリティ技術(監視、防御、署名等)
2160	GPS、GIS
2170	スマートセンサ情報システム
2180	コンピュータグラフィックス(3次元画像技術等)
2190	バーチャリアリティ、仮想現実
2200	通信方式、プロトコル
2210	光ネットワーク
2220	無線ネットワーク(マイクロ波、ミリ波、テラヘルツ波)
2230	セキュアネットワーク、高信頼性ネットワーク
2240	情報家電・ホームネットワーク
5390	エネルギーマネジメント、HEMS/BEMS(エネルギーと共通)
4355	半導体(ナノテク・材料と共通)
4360	化合物半導体、有機半導体(ナノテク・材料と共通)
2250	回路設計、LSI設計
2260	その他半導体デバイス
2270	MEMS、マイクロマシン、スマートセンサ(ナノテク・材料と共通)
2280	セキュアデバイス、スマートカード
5450	パワーエレクトロニクス、LSTPデバイス(エネルギーと共通)
5460	蓄電池デバイス(電池、コンデンサ等)(エネルギーと共通)
2290	高性能レーザー、光源技術
2300	LED
2310	光デバイス(スイッチ、変調器、増幅器等)
2320	撮像デバイス、CCD
4365	EL、有機EL、高分子LED(ナノテク・材料と共通)
2330	その他デバイス
2340	ユニバーサルデザイン、ユーザビリティ
【3. 環境】	
3010	環境影響評価
3020	環境調和技術
3030	環境修復技術(バイオレメディエーション等)
3040	地球温暖化
3050	二酸化炭素固定化
3060	フロン代替材料
3070	大気汚染
3080	水質汚染
3090	土壌汚染
3100	有害化学物質(アスベスト等)
3110	有機塩素化合物(ダイオキシン等)
3120	重金属
3130	環境ホルモン
3140	エアロゾル
3150	室内空気汚染
3160	無害化技術
3170	排水処理技術(社会基盤と共通)
3180	廃棄物処理技術
3190	排ガス処理技術
3200	有機廃棄物
3210	放射性廃棄物
3220	電磁環境
3230	環境計測
3240	ライフサイクルアセスメント
3250	3R(リデュース、リユース、リサイクル)、資源循環
3260	エコデザイン
3270	エコマテリアル、生分解性材料
7080	地球環境変動・予測(社会基盤と共通)
7090	自然現象観測・予測(社会基盤と共通)
【4. ナノテク・材料】	
4005	物理(全般)
4010	力学
4015	電磁気学
4020	光学

4025	量子力学
4030	化学(全般)
4035	物理化学(電気化学、光化学等)
4040	レオロジー(固体物性、液体物性等)
4045	無機化学
4050	有機化学
4055	量子化学
4060	計算化学(材料設計、分子シミュレーション等)
4065	電気泳動
4070	ゾルゲル
4075	コロイド
4080	吸着、拡散
4085	分子間相互作用
4090	プラズマ
4095	超臨界
4100	表面、界面
4105	金属材料
4110	レアメタル、レアアース(代替技術を含む)
4115	ケイ素系材料
4120	無機化合物、金属化合物、セラミックス
4125	複合材料
4130	有機金属
4135	錯体、配位子
4140	有機材料、有機化合物
4145	イオン液体
4150	高分子、 dendリマー、超分子
4155	導電性高分子
4160	炭素材料(ダイヤモンド、黒鉛、炭素繊維)
4165	カーボンナノチューブ・フラーレン
4170	有機合成、化学合成
4175	不斉合成、不斉重合、不斉触媒、キラルフリー
4180	重合
4185	固相合成、表面化学反応
4190	マイクロリアクター、バイオリアクター
4195	触媒
4200	光触媒、光触媒反応
4205	冶金、粉末冶金
4210	コーティング(製造技術と共通)
4215	ナノコーティング
4220	物理蒸着(PVD)
4225	化学気相、化学蒸着(CVD)
4230	エビタキシー
4235	ドーピング
4240	イオン注入
4245	ナノインプリント、ナノエッチング、ナノリソグラフィ
4250	液晶成長、液晶配向
4255	表面修飾
4260	薄膜成長
4265	繊維、ファイバー
4270	ナノファイバー
4275	シート、フィルム
4280	薄膜、超薄膜
4285	多孔質材料
4290	ナノポーラス材料
4295	微粒子
4300	超微粒子、ナノ粒子
4305	結晶、単結晶材料
4310	超格子材料
4315	液晶、液晶系材料
4320	自己組織化材料
4325	アモルファス、無定形、ガラス
4330	相転移
4335	機能性材料
4340	圧電材料(ピエゾ)
4345	熱電材料(ペルチェ、ゼーベック)
4350	電磁機能材料
4355	半導体(情報通信と共通)
4360	化合物半導体、有機半導体(情報通信と共通)
4365	EL、有機EL、高分子LED(情報通信と共通)
4370	超伝導材料
4375	誘電体、強誘電体
4380	磁性材料
4385	発光、蛍光
4390	構造色
4395	オプトエレクトロニクス材料(光ファイバー等)

4400	フォトニック結晶
4405	非線形光学材料
4410	形状記憶材料(合金、樹脂)
4415	物理・機械特性材料(力学、弾性、延性、靱性、展性等)
4420	耐熱材料
4425	耐久性材料(腐食、防食、防汚等)
4430	潤滑材料(トライボロジー含む)
4435	吸着・交換材料(分子、イオン)
4440	分子認識材料
4445	自己修復材料
4450	傾斜機能材料
4455	膜分離、分離膜
4460	接合、接着(製造技術と共通)
1340	バイオマテリアル(医用材料)(ライフサイエンスと共通)
1250	バイオメティクス(生体模倣)(ライフサイエンスと共通)
2270	MEMS、マイクロマシン、スマートセンサー(情報通信と共通)
4465	マイクロマニピュレーション
4470	分子デバイス、ナノデバイス
4475	グリーンケミストリー
4480	非破壊検査
4485	電子顕微鏡
4490	走査プローブ顕微鏡、SFM、STM
4495	分光、スペクトロスコピー
4500	X線・電子線回折、中性子散乱
4505	放射光、電子サイクロトロン共鳴
4510	核磁気共鳴(NMR)
4515	電子スピン共鳴(ESR)
4520	質量分析
4525	クロマトグラフィー
4530	精密計測
4535	レーザー・光計測
4540	近接場光
4545	表面プラズモン
4550	紫外光・自由電子レーザー
4555	イオンビーム
4560	標準物質
<b>[5. エネルギー]</b>	
5010	熱工学
5020	燃焼技術
5030	低温工学
5040	波力発電
5050	海流発電
5060	潮力発電
5070	海洋温度差発電
5080	塩分濃度差発電
5090	その他海洋エネルギー
5100	地熱、地熱利用、バイナリー発電
5110	タワー式太陽熱発電
5120	トラフ式太陽熱発電
5130	ディッシュ式太陽熱発電
5140	シリコン系太陽電池
5150	化合物系太陽電池
5160	有機系太陽電池
5170	その他太陽エネルギー
5180	洋上風力発電
5190	小型風力発電
5200	その他風力エネルギー
5210	木質バイオマス(ガス化含む)
5220	エタノール抽出
5230	自動車燃料(食食用油由来)
5240	メタン精製(家畜等糞尿由来)
5250	水素エネルギー(製造・吸蔵・貯蔵等)
5260	バイオエネルギー、炭化水素系燃料(メタン・メタノール等)
5270	バイオリファイナリー
5280	燃料改質
5290	石炭液化技術(CTL)
5300	石炭ガス化
5310	クラスレート(メタンハイドレート等)、オイルサンド
5320	天然ガス液体燃料化技術(GTL)等
5330	ジメチルエーテル(DME)
5340	シェールガス
5350	増進回収技術(EGR)
5360	増進回収技術(EOR)
5370	省エネルギー技術
5380	省エネ住宅・ビル
5390	エネルギーマネジメント、HEMS/BEMS(情報通信と共通)

5400	エネルギー変換技術
5410	エネルギー回収技術
5420	エネルギー輸送技術・発電技術
5430	トライジェネレーション
5440	超伝導エネルギー技術
5450	パワーエレクトロニクス、LSTPデバイス(情報通信と共通)
5460	蓄電デバイス(電池、コンデンサ等)(情報通信と共通)
5470	キャパシタ、電気二重層キャパシタ
5480	燃料電池
5490	熔融炭酸塩形燃料電池(MCFC)
5500	固体高分子形燃料電池(PEFC)
5510	ヒートポンプ、ペルティエ素子
5520	ヒートパイプ
5530	内燃機関
5540	タービン、ガスタービン、マイクロガスタービン
5550	コージェネレーション、コンバインドサイクル発電
5560	分散型エネルギーシステム
5570	廃熱利用、冷熱利用
5580	蓄熱
5590	冷凍技術
5600	負荷平準化
5610	充電方式(非接触給電等)
5620	バッテリー
5630	電気自動車
<b>[6. 製造技術]</b>	
6010	設計技術
6020	ライフサイクル設計
6030	組立技術
6040	機械制御
6050	機械力学、機械要素
6060	破壊力学
6070	化学装置、化学工学
6080	高圧技術
6090	真空技術
6100	流体技術
6110	油圧、空圧
6120	アクチュエータ
6130	プラント
6140	品質管理
6150	劣化予測・診断
6160	CAD、CAM、CAE、CAT
6170	ロボット(マニピュレーション等)、NC(数値制御)
6180	ロボット(2足歩行、コンピュータビジョン)
6190	生産システム・管理
6200	製造技術(自動化、IMS、CIM等)
6210	バイラテラル制御
6220	自律移動制御
6230	振動制御
6240	可視化
6250	エンタニング
6260	メッキ(電解・無電解)
6270	リソグラフィ
6280	塗装
6290	溶射
4460	接合、接着(ナノテク・材料と共通)
4210	コーティング(ナノテク・材料と共通)
6300	熱処理
6310	その他表面処理
6320	切削加工
6330	放電加工
6340	レーザー加工
6350	プラズマ加工
6360	微細・精密加工
6370	半導体微細加工
6380	圧延
6390	成形加工(金属材料)
6400	成形加工(樹脂、ゴム等)
6410	型技術、金型
6420	鋳造、鍛造
6430	溶接

<b>[7. 社会基盤]</b>	
7010	ユニバーサルデザイン、人間工学、バリアフリー
7020	国際標準(ISO等)
7030	感性工学
7040	ユーザビリティ
7050	安全工学
7060	リスク管理
7070	都市防災
7080	地球環境変動・予測(環境と共通)
7090	自然現象観測・予測(環境と共通)
7100	建築
7110	コンクリート技術
7120	自然災害
7130	地震対策
7140	地すべり学
7150	土工学
7160	河川工学
7170	水理学
7180	国土開発・国土整備
7190	地域計画
7200	交通需要管理
7210	地上交通システム(ITS、AHS)
7220	海上・航空交通
7230	都市整備、環境
7240	上下水道
3170	排水処理技術(環境と共通)
7250	水資源、淡水化
7260	地域農業、農村計画
7270	農地利用
7280	造園、造林
7290	土壌改良
7300	森林保護
<b>[8. フロントティア]</b>	
8010	宇宙科学、宇宙工学
8020	地球科学
8030	地質学
8040	気象学
8050	海洋科学・資源
8060	航空技術
8070	ロケット、人工衛星
8080	衛星通信
8090	微小重力
<b>[9. 社会科学]</b>	
9010	技術戦略、事業戦略、経営戦略、マーケティング
9020	技術経営(MOT)、技術マネジメント
9030	研究開発マネジメント、製品開発マネジメント、事業開発マネジメント
9040	イノベーション、技術革新、産業技術競争力
9050	技術経営モデル、ビジネスモデル
9060	産業財産権、特許
9070	アラビヤン、コンソーシアム、産学連携、産官連携、企業連携、企業連合
9080	起業、ベンチャー
9090	産業クラスター、地域クラスター、地域産業構造
9100	技術移転、技術移転機関(TLO)

## 専門学術分野キーワード

	<電気・機械関連>	<化学関連>	<農学関連>
101	エレクトロニクス実装学会	301 化学工学会	501 日本植物学会
102	静電気学会	302 高分子学会	502 日本植物細胞分子生物学会
103	電気化学会	303 触媒学会	503 日本植物病理学会
104	電気学会	304 石油学会	504 日本植物生理学会
105	電気設備学会	305 石油技術協会	505 日本農芸化学会
106	電子情報通信学会	306 セルロース学会	
107	日本リモートセンシング学会	307 繊維学会	
108	プラズマ・核融合学会	308 日本化学会	<建設関連>
109	計測自動制御学会	309 日本吸着学会	601 地盤工学会
110	システム制御情報学会	310 日本ゴム協会	602 土木学会
111	自動車技術会	311 日本生化学会	603 日本音響学会
112	精密工学会	312 日本接着学会	604 日本建築学会
113	砥粒加工学会	313 日本分子生物学会	605 日本コンクリート工学協会
114	日本機械学会	314 日本分析化学会	606 日本地震学会
115	日本顕微鏡学会	315 日本ペプチド学会	607 日本都市計画学会
116	日本高圧力学会	316 日本放射光学会	
117	日本航空宇宙学会	317 有機合成化学協会	
118	日本熱物性学会		
119	日本燃焼学会		<情報関連>
120	日本冷凍空調学会	<医学・バイオ関連>	701 映像情報メディア学会
121	日本ロボット学会	401 日本アレルギー学会	702 情報処理学会
122	溶接学会	402 日本医学放射線学会	703 日本ソフトウェア科学会
123	レーザー学会	403 日本育種学会	704 日本バーチャリアリティ学会
124	日本トライボロジー学会	404 日本遺伝学会	705 人工知能学会
		405 日本遺伝子治療学会	
		406 日本ウイルス学会	
	<材料・物理関連>	407 日本エアロゾル学会	<エネルギー・環境関連>
201	軽金属学会	408 日本衛生学会	801 エネルギー・資源学会
202	資源・素材学会	409 日本癌学会	802 資源エネルギー学会
203	ナノ学会	410 日本癌治療学会	803 水素エネルギー協会
204	日本液晶学会	411 日本外科学会	804 日本エネルギー学会
205	日本希土類学会	412 日本獣医師会	805 日本ガスタービン学会
206	日本金属学会	413 日本再生医療学会	806 日本原子力学会
207	日本結晶学会	414 日本細胞生物学会	807 日本太陽エネルギー学会
208	日本材料学会	415 日本磁気共鳴医学会	808 日本風工学会
209	日本セラミックス協会	416 日本循環器学会	809 日本風力エネルギー協会
210	日本塑性加工学会	417 日本神経回路学会	810 環境科学会
211	日本鑄造工学会	418 日本神経科学学会	811 環境資源工学会
212	日本複合材料学会	419 日本人工臓器学会	812 環境バイオテクノロジー学会
213	日本膜学会	420 日本人類遺伝学会	813 空気調和・衛生工学会
214	表面技術協会	421 日本整形外科学会	814 大気環境学会
215	プラスチック成形加工学会	422 日本生態学会	815 日本気象学会
216	粉体工学会	423 日本生物工学会	816 日本水環境学会
217	粉体粉末冶金協会	424 日本生物物理学会	817 水文・水資源学会
218	無機マテリアル学会	425 日本生理学会	818 日本地熱学会
219	日本 MRS	426 日本蛋白質科学会	819 廃棄物学会
220	日本レオロジー学会	427 日本超音波医学会	
221	応用物理学会	428 日本糖質学会	
222	低温工学・超電導学会	429 日本透析医学会	<その他>
223	低温工学協会	430 日本内科学会	901 研究・技術計画学会
224	日本応用磁気学会	431 日本脳神経外科学会	902 日本海洋学会
225	日本伝熱学会	432 日本バイオマテリアル学会	903 ゼオライト学会
226	日本物理学会	433 日本発生生物学会	904 日本経営工学会
227	日本分光学会	434 日本微生物生態学会	905 日本食品科学工学会
228	物理探査学会	435 日本病理学会	906 日本水産学会
229	日本 AEM学会	436 日本免疫学会	907 日本生産管理学会
230	日本鉄鋼協会	437 日本薬学会	908 日本地球化学会
231	炭素材料学会	438 日本薬理学会	909 日本畜産学会
		439 日本リハビリテーション医学会	910 日本地質学会
		440 日本リハビリテーション工学協会	911 日本天文学会
		441 日本レーザー医学会	912 日本土壌肥料学会
		442 バイオインダストリー協会	913 日本人間工学会
		443 バイオメカニズム学会	914 日本表面科学会
		444 日本細菌学会	915 日本油化学会
		445 日本エム・イー学会	916 腐食防食協会
		446 日本 DDS学会	
		447 日本生化学会	